

令和6年度三重県立看護大学障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業からの物品等の調達方針

令和6年4月

平成25年4月に国において「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「法」という。）」が施行され、その規定を踏まえ、三重県（以下、「県」という。）においても、「三重県障害者就労施設及び障がい者雇用促進企業からの物品調達方針」が8月に示されました。

この法においては、第9条1項で、地方独立行政法人も障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することと規定していることから、公立大学法人三重県立看護大学（以下、「法人」という。）としても、次のとおり「三重県立看護大学障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業からの物品等の調達方針」（以下、「方針」という。）を定め、障害者就労施設等からの調達拡大に取り組みます。

1 基本的な考え方

(1) 障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業への発注拡大

法人が物品等を調達する際は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第3号に準ずる随意契約の活用などにより、障害者就労施設等や障がい者雇用促進企業への発注の拡大に努めるものとします。

(2) 公平性・競争性の確保

障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業への発注にあたっては、予算の適正な使用に留意するとともに、公平性・競争性の確保に努めるものとします。

2 実施機関

法人において、本方針に基づく優先調達を実施します。

3 対象とする施設等

(1) 障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する施設等）

(2) 障がい者雇用促進企業（障がい者の雇用促進に積極的に取り組む企業として、県に登録された事業所）

4 対象物品等と調達目標

今年度の対象物品等と調達目標は次のとおりとします。

種別	調達品目等	調達目標額	
		障害者就労施設等	障がい者雇用促進企業
物品	①事務用品	前年度を上回る額	前年度を上回る額
	②食料品（パン・弁当・クッキー等）		
	③小物雑貨		
	④その他の物品		
役務	①印刷	前年度を上回る額	前年度を上回る額
	②清掃・施設管理		
	③情報処理・テープ起こし		
	④その他のサービス・役務		

5 具体的な取組事項

(1) 年間見込みに基づく計画的な調達

障害者就労施設等の特性に配慮した納期設定、規格及び仕様に関する事項について丁寧に説明するなどの配慮を行い、年間の見込みを立てて、計画的に調達を行います。

(2) 随意契約の適用範囲の拡大

優先的な調達を一層推進するため、障害者就労施設等からの見積書徴取による随意契約の適用範囲を拡大します。

(3) 障がい者雇用促進企業への優遇措置への取組

障がい者雇用促進企業に対する優遇措置についても、(2)と同様に見積書徴取による随意契約の適用範囲を拡大します。

(4) 実績の公表及び方針の見直し

毎年度、調達実績を公表するとともに、調達実績や受注体制の状況などを勘案して本方針の見直しを行います。